

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
23	介護保険事業の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	7.在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターのブランチ(総合相談窓口)として位置付け、地域支援事業内容の調整を図りながら、新市に引き継ぐものとする。	7.在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターのブランチ(総合相談窓口)として位置付け、地域支援事業内容の調整を図りながら、新市に引き継ぐものとする。				16
24	消防団の取扱い 第6回(H20.8.28) 提案・確認	1.条例等は、小林市の条例等を適用する。	1.条例等は、小林市の条例等を適用する。				2
		2.消防団は、合併時に統合し、分団等の組織は合併までに調整する。	2.消防団は、合併時に統合し、分団等の組織は合併までに調整する。				3
		3.消防団員は、新市に引き継ぐ。	3.消防団員は、新市に引き継ぐ。				3
		4.消防団員の定員については、現行のまま、新市に引き継ぎ、任期については合併までに調整する。	4.消防団員の定員については、現行のまま、新市に引き継ぎ、任期については合併までに調整する。				3
		5.車両等については、現行のまま、新市に引き継ぐ。なお、更新については合併後、計画する。	5.車両等については、現行のまま、新市に引き継ぐ。なお、更新については合併後、計画する。				4
		6.報酬等については、小林市の制度等に統一する。	6.報酬等については、小林市の制度等に統一する。				5
		7.退職報償金等については、小林市の制度等に統一する。ただし、野尻町消防団においては、合併時の野尻町の退団団員についてのみ、経過措置(退職慰労金)を適用する。	7.退職報償金等については、小林市の制度等に統一する。ただし、野尻町消防団においては、合併時の野尻町の退団団員についてのみ、経過措置(退職慰労金)を適用する。				6
		8.消防団の出動要請方法については、野尻町を含めた指揮命令等の計画策定までは、現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。なお、計画策定までの間、災害時の指揮命令等などに支障がないよう調整する。	8.消防団の出動要請方法については、 <u>高原町</u> 、野尻町を含めた指揮命令等の計画策定までは、現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。なお、計画策定までの間、災害時の指揮命令等などに支障がないよう調整する。			調整内容中「高原町、」を削除する。	9
25-1	各種事務事業の取扱い 総務関係 第5回(H20.8.21) 提案・確認	1.情報公開について (1)情報公開 情報公開条例については、小林市の条例を適用する。	1.情報公開について (1)情報公開 情報公開条例については、小林市の条例を適用する。				4
		(2)個人情報保護 個人情報保護条例については、小林市の条例を適用する。	(2)個人情報保護 個人情報保護条例については、小林市の条例を適用する。				5
		2.表彰制度について 表彰制度については、小林市の制度等に統一する。 <u>名誉町民</u> については現行のまま、 <u>新市</u> に引き継ぐ。	2.表彰制度について 表彰制度については、小林市の制度等に統一する。 <u>名誉(榮譽)</u> 町民については現行のまま、引き継ぐ。			調整内容中「名誉(榮譽)」を「榮譽」に変更し、「新市に」を挿入する。	11